

厚生労働省静岡労働局発表 平成 25 年 11 月 19 日(火)

静岡労働局 職業安定部

担|職業対策課長 山田 貢司 課 長 補 佐 三浦 徹

当 障害者雇用担当官 青山 知彦

電 話 054-271-9973

民間企業の実雇用率1.72%、達成企業割合46.0% 実雇用率、雇用障害者数は過去最高

~平成25年6月1日現在、静岡県内の障害者雇用状況の集計結果~

静岡労働局では、障害者雇用促進法に基づいて、常時雇用する従業員の一定割合(法定 雇用率、民間企業の場合は2.0%)以上の障害者を雇うことを義務付けている事業主などか ら、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、報 告を求めています。

このほど、平成25年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表 します。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定されています。(民間企業の場合は1.8%→ 2.0%)

【集計結果の主なポイント】

- 1 〈民間企業〉【法定雇用率 2.0%】

 - ・雇用障害者数 9.166.5人(対前年比 6.9%、592 人増)
 - ・実雇用率
- 1.72% (対前年比 0.07 ポイント増) 《全国 1.76%》
- ・法定雇用率達成企業割合 46.0% (対前年比 2.9 ポイント減) 《全国42.7%》
- 2 〈公的機関〉

- * () は前年の値
- 【法定雇用率2.3%】 \bigcirc
 - ·雇用障害者数 **171.5**人(168.0人)、実雇用率 **2.32**%(2.30%)
- 市 町 【法定雇用率2.3%】
 - ·雇用障害者数 680.0人(631.5人)、実雇用率 2.34%(2.15%)
- ○教育委員会【法定雇用率2.2%】
 - · 雇用障害者数 **423.5**人 (385.5人)、実雇用率 **2.04**% (1.85%)
- **3 <独立行政法人等>【**法定雇用率 2.3%】 * () は前年の値

 - ·雇用障害者数 82.0人(62.0人)、実雇用率 1.88%(1.45%)

障害者雇用状況報告の集計結果 (概要)

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率【第1表、第3表、第8表、第9表】

- ①民間企業(50人以上規模の企業:法定雇用率2.0%)に雇用されている障害者の数は 9,166.5人で、前年より6.9%(592人)増加し、過去最高を更新した
- ②雇用者のうち、身体障害者は 6,415.5人(対前年比3.9%増)、知的障害者は2,333.0人(対前年比10.5%増)、精神障害者は418.0人(対前年比43.9%増)と、いずれも前年度より増加しており、特に精神障害者の増加幅が大きくなっている。
- ③実雇用率は、1.72%(前年は1.65%)と平成22年の1.68%を抜いて過去最高、法定雇用率達成企業の割合は46.0%(前年は48.9%)となった。

【参考】

- →実雇用率は全国平均1.76%を下回ったが、法定雇用率達成企業の割合は全国平均42.7%を上回った。
- →実雇用率の全国順位は33位、法定雇用率達成企業の割合は35位であった。

(2) 産業別の状況【第2表、第4表】

- ①産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が158.5人、「製造業」が4,301.0人、「情報通信業」が118.0人、「運輸業」が481.0人、「卸・小売業」が1,124.5人、「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」が452.5人、「宿泊業、飲食サービス業」が181.0人、「生活関連サービス業、娯楽業」が309.0人、「教育、学習支援業」が83.0人、「医療、福祉」が1,215.0人、「複合サービス事業」が125.0人、「サービス業」が488.5人であった。
- ②産業別の実雇用率では、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.41%)、「医療、福祉」(2.00%)は、法定雇用率を上回っている。
- ③加えて、「製造業」(1.83%)、「電気・ガス・水道業」(1.78%)は、民間企業全体の実雇用率 1.72%を上回っている。

(3)企業規模別の状況【第5表、第6表】

①企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50人以上56人未満規模企業で 139.5人、56人以上100人未満規模企業で1,158.5人、100人以上300人未満で2,286.0 人、300人以上500人未満で1,054.5人、500人以上1,000人未満で1,410.0人、1,000 人以上で3,118.0人であった。

- ②実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 1.72%と比較すると、
 - →1,000人以上規模企業(1.96%)、500人以上1,000人未満(1.96%)については上回った。
 - →300人以上500人未満規模企業(1.64%)、100人以上300人未満(1.53%)、56人以上100人未満(1.50%)、50人以上56人未満(1.42%)については下回った。
- ③法定雇用率達成企業の割合は、50人以上56人未満規模企業が36.6%、56人以上100人未満が48.3%、100人以上300人未満が46.5%、300人以上500人未満が42.5%、500人以上1,000人未満が45.0%、1,000人以上が38.7%であった。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況 [第7表]

- ①平成25年の法定雇用率未達成企業は1,393社。そのうち、不足数が0.5人または1 人である企業(1人不足企業)が、66.0%(919社)と7割近くを占めている。
- ②また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、62.0%(863社)となっている。

2 公的機関における在職状況

- (1) **県の機関**(法定雇用率2.3%) **【第10表、第11表、第18表】** 県の機関に在職している障害者の数は171.5人、実雇用率は2.32%であった。 全3機関全てが達成。
- (2) 市町の機関(法定雇用率2.3%) 【第12表、第13表、第19表】 市町の機関に在職している障害者の数は680.0人、実雇用率は2.34%であった。 44機関中、34機関が達成。
 - 【未達成の市町の機関】(※の機関は、平成25年6月2日以降に達成。) 熱海市、磐田市、袋井市、御前崎市、菊川市、函南町、長泉町、伊東市教育委員会、共立蒲原総合病院組合(※)、磐田市立総合病院
- (3) **県等の教育委員会**(法定雇用率2.2%) **【第14表、第15表、第20表】** 県等の教育委員会に在職している障害者の数は423.5人、実雇用率は2.04%であった。

4機関中、2機関が達成。

【未達成の県等の教育委員会】

静岡県教育委員会、静岡市教育委員会

3 独立行政法人等における雇用状況

【第16表、第17表、第21表】

独立行政法人等(法定雇用率2.3%)に雇用されている障害者の数は82.0人、実雇用率は1.88%であった

6機関中2機関が達成。

【未達成の独立行政法人等】(※の機関は、平成25年6月2日以降に達成。) 静岡県公立大学法人(※)、地方独立行政法人静岡県立病院機構、国立大学法人浜 松医科大学、独立行政法人海技教育機構

4 今後の取り組み

静岡労働局、ハローワークでは、「障害者雇用促進法」に基づき、未達成企業に対し、雇 入れ計画作成命令、雇入れ計画の適正実施勧告等により厳正な指導を実施する。その際、 個々の未達成企業の状況に応じ、以下の支援措置を活用した指導を行う。

特に、民間企業に率先垂範すべき立場にある公的機関については、早期の達成に向けた指導を実施する。

- (1) 職域開発に向けた支援、雇入れに係る助成制度や作業施設改善等の助成金を活用した雇用の促進を図る。
- (2) 雇用実績のない企業、特に1人不足企業に対しては、「障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)」を周知し、同奨励金を活用した雇用の促進を図る。
- (3) ハローワークが中心となって地域の福祉施設、特別支援学校や障害者就業・生活支援センターなどと連携した「チーム支援」により、就職の準備段階から就職後の職場定着までの一貫した支援を行うことにより雇用の促進を図る。
- (4) 雇用実績のない企業に対しては、障害者雇用企業の見学を促し、障害者雇用についての不安を払拭し、雇用の促進を図る。
- (5) 平成25年4月1日から法定雇用率が引き上げられたことにより、新たに雇用納付金制度の対象になった企業もあることから、制度の周知を図りながら、各種助成制度を活用した雇用の促進を図る。

平成 25 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況(詳細表)

<目次>

Ι	民間企業	美にお!	ナる雇	用	状测	兄																				
	第1表	障害者	皆雇用	の	概沙	己	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第2表	障害者	皆雇用	の	概沙	元 (產	業	別)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第3表	障害種	重別雇	用	の状	犬況	ļ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	第4表	障害種	重別雇	用	の状	犬況	<u> </u>	産	業	別)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第5表	障害者	皆雇用	の	概沙	元 (規	模	別)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	第6表	障害和	重別雇	用	の状	犬沢	. (規	模	別)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	第7表	障害者	皆不足	数	階級	及別.	の	法	定	雇	用	率	未	達	成	企	:業	Ē	•	•	•	•	•	•	•	5
	第8表	民間企	企業に	お	ける	5障	害	者	雇	用	状	況	0	推	移		•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	第9表	都道府	守県別	J の	実履	11	率	等	0)	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
п	地方公共	も 団体に	こおけ	る	障害	手者	雇	用	状	況	ļ															
	〕県の機	関(法	定雇	用型	萃 2.	3%	(₀)																			
	第10表	長 概況	兄 •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	第11表	き 障害	手種 別	在	職北	犬沢	ļ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(2	②市町の機	と関(注	去定雇	用	率 2	2. 3	%))																		
	第12表	長 概》	兄 •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	第13表	彦 障害	手種別	在	職北	犬況	ļ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(③県等の教	故育委員	員会	法	定履	11	率	2.	29	%))															
	第14表	長 概》	兄 •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	第15表	彦 障害	手種別	左	職壮	犬況	į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
(4	1)独立行政	女法人等	筝 (法	定	雇月	月率	£ 2.	39	%))																
	第16表	長 概況	兄 •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	第17表	ē 障害	手種別	在	職北	犬沢	j	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
(į	○各機関 ○)状況																								
	第18表	長 県村	幾関の	状	況	(法	定	雇	用	率	2.	3	%)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	第19表	表 市町	丁機関] の	状沙	己 (法	定	雇	用	率	2.	3	%))		•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	第20表	長 県等	等の教	育	委員	会	(D)	状	況	(法	定	雇	用	率	2.	. 2	%)		•	•	•	•	1	1
	第21表	€ 独立	立行政	法	人等	争の	状	況	(法	定	雇	用	率	2.	3	%)		•	•	•	•	•	1	1
0	法定雇用	率とに	す・						•				•	•				•				•	•	•	1	2
0	障害者雇	. ,		道	の汚	たれ	, •		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		3

障害者の雇用状況

静岡労働局職業安定部職業対策課 (平成25年6月1日現在)

I 民間企業における障害者雇用状況

第1表 障害者雇用の概況

		1	2	3		障害者	の数(人)			4	(5)	6
Σ	区 分	企業数(社)	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労 働者数(人)	害者及び重度	害者及び重度 知的障害者で	の身体障害 者、知的障害	D、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに 精神障害者である短時間労働者		F. うち新規雇用 分	実雇用率 [③E÷② ×100] (%)	法定雇用率達成企業数	法定雇用率達成企業割合(%)
	平成25年	2,580	531,492.5	2,278	276	4,036	597	9,166.5	903.0	1.72	1,187	46.0
静岡県	対前年増減数	286	13,287.5	63	29	357	160	592.0	243.5	0.07	65	▲ 2.9
	平成24年	2,294	518,205.0	2,215	247	3,679	437	8,574.5	659.5	1.65	1,122	48.9
全 国	平成25年	85,314	23,213,401.0	99,560	11,197	184,179	28,903	408,947.5	41,906.0	1.76	36,413	42.7
土国	平成24年	76,308	22,577,527.0	95,164	9,806	170,977	22,505	382,363.5	34,637.0	1.69	35,694	46.8

			(1)	(2)	3			6の数(人)			4)	(5)	6
			企業数		A.重度身体障	B.重度身体障	C. 重度以外		E. 計		実雇用率	法定雇用率	法定雇用率達
	[区 分		算定の基礎となる労	害者及び重度	害者及び重度	の身体障害	体障害者及び知	A×2+B+C+	F. うち新規雇用	[3E÷2]		成企業割合
				働者数(人)	知的障害者	知的障害者で ある短時間労	者、知的障害 者及び精神障	的障害者並びに 精神障害者であ	D × 0.5	分	×100]		
			(社)			働者	害者	る短時間労働者			(%)	(社)	(%)
۷-В-	c	農・林・漁・鉱業	8	806.5	3	0	5	0	11.0	0.0	1.36	4	50.0
`_		及中小加州	(4)	(603.0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(4.0)	(0.0)	(0.66)	(2)	(50.0
`		建設業	76	10,135.5	50	7	50	3	158.5	27.5	1.56	40	52.6
		廷以未	(67)	(9,509.0)	(40)	(3)	(41)	(1)	(124.5)	(9.0)	(1.31)	(33)	(49.3
=		製造業	975	235,046.5	1,145	54	1,902	110	4,301.0	306.5	1.83	490	50.3
_		衣坦木	(887)	(237,974.5)	(1,162)	(47)	(1,793)	(73)	(4,200.5)	(244.0)	(1.77)	(473)	(53.3
۵	10	食料品・タバコ	136	22,921.0	87	16	208	41	418.5	63.5	1.83	83	61.0
٥.	10	及行品 ノバコ	(122)	(20,562.5)	(84)	(14)	(161)	(32)	(359.0)	(27.5)	(1.75)	(77)	(63.1
11	ı	繊維•衣服	10	833.5	3	2	10	0	18.0	0.0	2.16	6	60.0
Ľ		19X1年 20/1X	(11)	(1,067.5)	(6)	(0)	(9)	(0)	(21.0)	(0.0)	(1.97)	(6)	(54.5
12	12	木材·家具	20	2,635.5	8	0	15	0	31.0	0.0	1.18	7	35.0
''	10	水 物 水 六	(19)	(2,660.0)	(8)	(0)	(15)	(0)	(31.0)	(0.0)	(1.17)	(9)	(47.4
1/	115	パルプ・紙・印刷	98	13,260.0	48	2	107	5	207.5	11.5	1.56	45	45.9
	+.10	人 (人) 「小竹」 Eli 川山	(86)	(13,071.0)	(45)	(3)	(99)	(5)	(194.5)	(7.5)	(1.49)	(44)	(51.2
14	S~10	3 化学工業	85	11,403.0	43	2	75	4	165.0	15.0	1.45	35	41.2
Ľ	, - 18	, 10 丁 工 未	(79)	(11,545.5)	(39)	(3)	(79)	(2)	(161.0)	(10.0)	(1.39)	(34)	(43.0
2+		窯業•土石	9	2,297.0	8	0	13	0	29.0	2.0	1.26	2	22.2
21	<u> </u>	杰未 工口	(6)	(2,192.5)	(7)	(0)	(18)	(0)	(32.0)	(9.0)	(1.46)	(2)	(33.3
22	,	鉄鋼	9	1,834.0	7	0	15	1	29.5	2.0	1.61	4	44.4
22	2	武	(11)	(2,013.5)	(6)	(0)	(15)	(0)	(27.0)	(2.0)	(1.34)	(6)	(54.5
0.0	,	非鉄金属	17	4,799.5	18	1	40	0	77.0	1.0	1.60	8	47.1
23	•	非 跃亚周	(16)	(3,422.5)	(10)	(0)	(34)	(0)	(54.0)	(4.0)	(1.58)	(9)	(56.3
		스문웨고	69	7,046.0	61	2	97	3	222.5	5.0	3.16	43	62.3
24	ł	金属製品	(64)	(6,864.0)	(56)	(2)	(90)	(1)	(204.5)	(8.0)	(2.98)	(37)	(57.8
-		***	90	34,449.5	194	10	263	11	666.5	29.5	1.93	47	52.2
29	,	電気機械器具	(82)	(34,080.0)	(186)	(4)	(254)	(4)	(632.0)	(27.0)	(1.85)	(47)	(57.3
25		7 O /lb +ll +lm	351	112,613.5	576	17	893	34	2,079.0	147.5	1.85	175	49.9
27 30	0.31	その他機械	(319)	(118,034.0)	(600)	(19)	(853)	(26)	(2,085.0)	(138.0)	(1.77)	(165)	(51.7
	9.20.	7.0 /// 年17年 ##	81	20,954.0	92	2	166	11	357.5	29.5	1.71	35	43.2
	3.32	その他製造業	(72)	(22,461.5)	(115)	(2)	(166)	(3)	(399.5)	(11.0)	(1.78)	(37)	(51.4
_		=- 1°- 1.7**	4	3,168.5	19	1	17	1	56.5	13.5	1.78	1	25.0
F		電気・ガス・水道業	(4)	(3.055.0)	(15)	(0)	(15)	(0)	(45.0)	(3.0)	(1.47)	(2)	(50.0
		1 ± 1 = 1 = 10	57	9,480.0	36	2	44	0	118.0	5.0	1.24	15	26.3
G		情報通信業	(59)	(9,459.5)	(35)	(2)	(36)	(1)	(108.5)	(5.0)	(1.15)	(19)	(32.2
_			201	29.919.0	97	16	253	36	481.0	36.0	1.61	90	44.8
Н		運輸業	(181)	(28.348.5)	(84)	(23)	(232)	(28)	(437.0)	(49.0)	(1.54)	(86)	(47.5
			376	78.623.0	245	49	515	141	1.124.5	144.5	1.43	127	33.8
		卸·小売業	(331)	(75,689.5)	(242)	(44)	(464)	(115)			(1.39)	(122)	(36.9
		金融・保険・不動	59	26,505.5	130	8	183	3	452.5	77.5	1.71	22	37.3
J•K		産・物品賃貸業	(51)	(24,932.5)	(113)	(4)	(139)	(4)	(371.0)	(26.5)	(1.49)	(19)	(37.3
		学術研究、	40	5,447.5	17	0	27	2	62.0	6.0	1.14	10	25.0
_		専門・技術サービス	(35)	•		(0)		_					
		mark at a constant	71	11,834.0	31	12	87	40	181.0	17.5	1.53	36	50.7
М		宿泊、飲食サービス	(66)	(10,501.5)			(73)				(1.48)	(37)	(56.1
		生活関連サービス・	96	12,830.0	78	5	136	24	309.0	30.5	2.41	41	42.7
N		娯楽業	(82)	(12,323.0)			(125)	(22)			(2.38)	(37)	
_		#L	36	5,999.0	26	0	31	0	83.0	2.0	1.38	11	30.6
0		教育、学習支援業	(31)	· ·			(31)	_			(1.47)	(12)	
_		E # 1211	344	60,877.5	255	99	517	178	1,215.0	189.5	2.00	198	57.6
,		医療、福祉	(300)	(55,491.0)		(82)	(424)	(121)			(1.86)	(170)	(56.7
		# A II . * - + ·*·	25	8,877.5	35	3	50	4	125.0	5.5	1.41	9	36.0
3		複合サービス事業	(26)	(9,723.5)		(4)	(55)				(1.52)	(14)	(53.8
_			212	31,942.5	111	20	219	55	488.5	41.5	1.53	93	43.9
₹		サービス業	(170)	(30,179.5)			(219)				(1.54)	(84)	(49.4
			2,580	531,492.5	2,278	276	4,036	597	9,166.5	903.0	1.72	1,187	46.0
		合 計	2,000	001,402.0	2,270	2/0	7,000	00/	3,100.3	303.0	1.72	1,107	40.0

第3表 障害種別雇用の状況

		① 障害	者の数(人)	2		身体障害者の	の数(人)			3		知的障害都	香の数(人)			4	精神障害	言者の数(人)	
区		②(A+B+C+D)+	B.算出障害者数 ②E+③E+④C	害者	B. 重度身体 障害者である 短時間労働者	身体障害者		E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	害者	B. 重度知的 障害者である 短時間労働 者	知的障害者	D、重度以外 の知的障害者 である短時間 労働者	$A \times 2 + B + C$	F. うち新規雇 用分		B. 精神障害者 である短時間 労働者		D. うち新規雇 用分
	平成25年	7,187	9,166.5	1,802	179	2,525	215	6,415.5	510.5	476	97	1,170	228	2,333.0	287.0	341	154	418.0	105.5
静岡県	対前年増減数	609	592.0	46	28	97	50	242.0	87.0	17	1	155	65	222.5	101.0	105	45	127.5	55.5
	平成24年	6,578	8,574.5	1,756	151	2,428	165	6,173.5	423.5	459	96	1,015	163	2,110.5	186.0	236	109	290.5	50.0
全 国	平成25年	323,839	408,947.5	84,682	8,126	120,536	11,545	303,798.5	25,239.0	14,878	3,071	45,368	9,471	82,930.5	10,530.5	18,275	7,887	22,218.5	6,136.5
土田	平成24年	298,452	382,363.5	81,393	7,117	116,364	9,493	291,013.5	21,923.5	13,771	2,689	40,792	7,440	74,743.0	8,554.5	13,821	5,572	16,607.0	4,159.0

第4表 障害種別雇用の状況(産業別)

		① (産) ① 障害	者の数(人)	2		身体障害者	の数(人)			3		知的障害	者の数(人)			4	精神障害	害者の数(人)	
		A.実障害者数	B.算出障害者数		B. 重度身体	C.重度以外の		E. 計		A.重度知的障				E. 計		A.精神障害者	B. 精神障害者		
	区 分	②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	2E+3E+4C	害者	障害者である 短時間労働者	身体障害者		A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	害者	障害者である 短時間労働 者	知的障害者	の知的障害者 である短時間 労働者		F. うち新規雇 用分		である短時間 労働者	A+B×0.5	D. うち新規雇 用分
•в•с	農・林・漁・鉱業	8 (4)	11.0 (4.0)	3 (0	(0)	(2)	0 (0)	9.0 (2.0)	(-)	(0)	0	2 2	0 (0)	2.0 (2.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0	-) (-)
)	建設業	110	158.5	50	7	36 (32)	1 (1)	143.5 (115.5)	(-)	(0)	0	6	0	6.0	-)	8	2 0)	9.0	
	製造業	3,211 (3.075)	4,301.0 (4.200.5)	902	(33)	1,171 (1.191)	52	3035.0 (3109.5)	(-)	243 (229)	20	581	43	1108.5 (979.5)	-)	150 (105)	15 (13)	157.5	
9.10	食料品・タバコ	352 (291)	418.5 (359.0)	54	9 (7)	116	14	240.0 (216.5)	-	33 (27)	7	83	22	167.0	-	9 (8)	5	11.5	-
11	繊維·衣服	15 (15)	18.0	1 1	(0)	8 (7)	0 0)	12.0 (15.0)	- (-)	2	0	2	0 (0)	6.0	-	0	0	0.0) (-)
12.13	木材·家具	23 (23)	31.0	8	0 (0)	8 (9)	0 0)	24.0 (25.0)	- (0	0	6	0 (0)	6.0	-	1 (0)	0	1.0	-
14.15	パルプ・紙・印刷	162 (152)	207.5	42	2 (3)	80 (70)	3 4)	167.5 (153.0)	-	6 6	0	24	1 0)	36.5	-	3	1	3.5)(-)
16~1	18 化学工業	124	165.0	28	0	48	1	104.5	-	15	2	22	2	55.0	-	5	1	5.5)(-)
21	窯業·土石	(123) 21 (25)	(161.0) 29.0 (32.0)	8 (7	(0)	(59)	0	(113.5) 26.0 (29.0)	-	0	0 (3)	1 1	0	1.0	-	2 (2)	0	2.0) (-)) (-)
22	鉄鋼	23 (21)	29.5	6	(0)	(15)	0)	26.5	-	(0)	0	1	0	3.0 (2.0)	-	0	0	0.0)(-)
23	非鉄金属	59	77.0	16	(0)	30	0)	(25.0) 63.0	-	(0)	0	5	0	9.0	-	5	0	5.0)(-)
24	金属製品	(44) 163 (149)	222.5 (204.5)	23	1 (1)	(24) 48 (47)	0 0	95.0 (82.0)	-	38 (39)	1	6 3 46 0 (42)(0)	(6.0) 124.0 (121.5)	-	3	1	(4.0 3.5 (1.0)(-)
29	電気機械器具	478 (448)	666.5	159	2 (3)	159	4	481.0 (481.5)	-	35	8	84	5 (2)	164.5 (134.0)	-	20	2	21.0	-
25~2° 30.31	^{7.} その他機械	1,520	2,079.0 (2,085.0)	473 (496	15	544 (581)	24	1517.0 (1598.5)	-	103	2	264	7	475.5 (431.5)	-	85 (52)	3	86.5 (55.0)(-)
19.20. 28.32		271 (286)	357.5 (399.5)	84	2	106	5 3)	278.5 (326.5)	- (-)	8	0	43	4	61.0	-	17	2	18.0	-
:	電気・ガス・水道業	38 (30)	56.5 (45.0)	19	1 (0)	13	0 0)	52.0 (43.0)	-	(0)	0	1	0	1.0		3	1	3.5	-
ì	情報通信業	82 (74)	118.0	36	2 (2)	35	0	109.0	- (-)	(0)	0	1 0	0	1.0	-	8 (2)	0	8.0	-
I	運輸業	402 (367)	481.0 (437.0)	73	12	207	17 15)	373.5 (336.5)	- (-)	24	4 5	37	10	94.0	-	9	9	13.5	-
	卸·小売業	950 (865)	1,124.5	184	39 (28)	282	50 44)	714.0	- (-)	61 (62)	10	188	47	343.5 (324.5)	-	45	44	67.0 (50.0	
•к	金融·保険·不動 産·物品賃貸業	324 (260)	452.5 (371.0)	124	7 (4)	148	2 3)	404.0 (340.5)	(-)	6	1 0	24	0	37.0	-	11 (5)	1	11.5	-
	学術研究、専門・技術サービス	46 (45)	62.0	17	0 (0)	25 (24)	2	60.0	(-)	(0)	0	1	0 (0)	1.0	-)	1 (3)	0	1.0) (-)
1	宿泊・飲食サービス	170	181.0	24	10	40 (40)	16	106.0	(-)	7 (4)	2 (5)	30	18	55.0 (42.5)	-)	17	6	20.0) (-)
I	生活関連サービ ス・娯楽業	243 (227)	309.0	27 (25)	(2)	38	7 (4)	99.5	(-)	51 (52)	1 (1)	79	6 (6)	185.0	-)	19	11	24.5) (-)
)	教育、学習支援業	57 (57)	83.0 (82.0)	20	0 (1)	21	0 (0)	61.0	(-)	6 (6)	0	6	0	18.0	-)	4	0	4.0) (-)
)	医療、福祉	1,049 (859)	1,215.0	193	46 (34)	286 (241)	36 (22)	736.0 (632.0)	(-)	62 (59)	53	180	90 (69)	402.0 (348.5)	- (-)	51 (35)	52	77.0) (-)
)	複合サービス事業	92 (104)	125.0	35 (41)	3 (3)	40	1 (1)	113.5 (128.5)	(-)	0 (3)	0 (1)	8	1 0)	8.5 (15.0)	- (-)	2 (4)	2	3.0) (-)
ì	サービス業	405 (384)	488.5 (465.5)	95 (88)	14 (13)	180 (175)	31 (20)	399.5 (374.0)	(-)	16 (15)	6 6	26	13	70.5 (76.0)	- (-)	13	11 (9)	18.5	_) (-)
	合 計	7,187 (6.578)	9,166.5	1,802 (1.756)	179	2,525 (2.428)	215	6415.5 (6173.5)	510.5 (423.5)	476 (459)	97	1,170	228	2333.0	287.0 (186.0)	341	154	418.0 (290.5	105.5

* ()内は、平成24年6月1日時点の数値

第5表 障害者雇用の概況(規模別)

		1		2	3			障害者の	数(人)		4	5	6
規	模	企	業数	法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数	A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	害者及び重度 知的障害者で			E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分	実雇用率 (③E÷② ×100	法定雇用率達成企業数	法定雇用 華 成 企業割合
	- + o		(社)	(人)	00	10	70		100 5	0.5	(%)	(社)	(%)
50人~ 56人未満(※)	平成25年	,	186	9,799.0	26	10	72	11	139.5	8.5	1.42	68	36.6
007(7)(7)(7)(7)	平成24年	(-)	(–)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(–)
56人~	平成25年		1,070	77,361.0	272	34	528	105	1,158.5	103.0	1.50	517	48.3
100人未満	平成24年	(1,003)	(74,026.5)	(261)	(27)	(461)	(55)	(1,037.5)	(70.0)	(1.40)	(467)	(46.6)
100人~	平成25年		972	148,990.5	530	91	1,043	184	2,286.0	236.0	1.53	452	46.5
300人未満	平成24年	(938)	(145,502.0)	(484)	(84)	(965)	(164)	(2,099.0)	(191.5)	(1.44)	(474)	(50.5)
300人~	平成25年		179	64,262.5	235	47	479	117	1,054.5	98.5	1.64	76	42.5
500人未満	平成24年	(174)	(62,370.0)	(240)	(38)	(453)	(74)	(1,008.0)	(84.0)	(1.62)	(82)	(47.1)
500人~	平成25年		111	71,976.0	379	39	576	74	1,410.0	137.5	1.96	50	45.0
1000人未満	平成24年	(117)	(75,613.0)	(385)	(46)	(554)	(56)	(1,398.0)	(105.0)	(1.85)	(61)	(52.1)
1 000 L PL F	平成25年		62	159,103.5	836	55	1,338	106	3,118.0	319.5	1.96	24	38.7
1,000人以上	平成24年	(62)	(160,693.5)	(845)	(52)	(1,246)	(88)	(3,032.0)	(209.0)	(1.89)	(38)	(61.3)
合 計	平成25年		2,580	531,492.5	2,278	276	4,036	597	9,166.5	903.0	1.72	1,187	46.0
	平成24年	(2,294)	(518,205.0)	(2,215)	(247)	(3,679)	(437)	(8,574.5)	(659.5)	(1.65)	(1,122)	(48.9)

[※] 法定雇用率の改定に伴い、25年度から追加になった区分

第6表 障害種別雇用の状況(規模別)

		 障害者 	†の数(人)	2	Ē	身体障害者の数	数(人)			3	:	知的障害者の数	(人)			4	精神障害	害者の数(人)	
区		A.実障害者数 ②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④C	A.重度身体障 害者	B. 重度身体障 害者である短時 間労働者	C.重度以外の 身体障害者	D、重度以外の 身体障害者であ る短時間労働者	A×2+B+C	F. うち新規雇用 分	A.重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の知 的障害者	D、重度以外の 知的障害者であ る短時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用 分		B. 精神障害者 である短時間 労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用 分
50人~	平成25年	119	139.5	23	2	50	5	100.5	-	3	8	20	4	36.0	-	2	2	3.0	-
56人未満(※)	平成24年	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
56人~	平成25年	939	1,158.5	176	20	318	24	702.0	_	96	14	167	45	395.5	-	43	36	61.0	-
100人未満	平成24年	(804)	(1,037.5)	(160)	(14)	(292)	(20)	(636.0)	(-)	(101)	(13)	(142)	(21)	(367.5)	(-)	(27)	(14)	(34.0)	(-)
100人~	平成25年	1,848	2,286.0	415	59	693	81	1,622.5	-	115	32	285	62	578.0	-	65	41	85.5	-
300人未満	平成24年	(1,697)	(2,099.0)	(371)	(45)	(647)	(65)	(1,466.5)	(-)	(113)	(39)	(271)	(55)	(563.5)	(-)	(47)	(44)	(69.0)	(-)
300人~	平成25年	878	1,054.5	192	37	309	36	748.0	-	43	10	131	54	254.0	-	39	27	52.5	-
500人未満	平成24年	(805)	(1,008.0)	(204)	(32)	(298)	(20)	(748.0)	(-)	(36)	(6)	(119)	(38)	(216.0)	(-)	(36)	(16)	(44.0)	(-)
500人~	平成25年	1,068	1,410.0	289	22	347	31	962.5	-	90	17	163	27	373.5	-	66	16	74.0	_
1000人未満	平成24年	(1,041)	(1,398.0)	(294)	(27)	(374)	(23)	(1,000.5)	(-)	(91)	(19)	(144)	(22)	(356.0)	(-)	(36)	(11)	(41.5)	(-)
1.000人以上	平成25年	2,335	3,118.0	707	39	808	38	2,280.0	-	129	16	404	36	696.0	-	126	32	142.0	-
1,000人以工	平成24年	(2,231)	(3,032.0)	(727)	(33)	(817)	(37)	(2,322.5)	(-)	(118)	(19)	(339)	(27)	(607.5)	(-)	(90)	(24)	(102.0)	(-)
合 計	平成25年	7,187	9,166.5	1,802	179	2,525	215	6,415.5	510.5	476	97	1,170	228	2,333.0	287.0	341	154	418.0	105.5
пп	平成24年	(6,578)	(8,574.5)	(1,756)	(151)	(2,428)	(165)	(6,173.5)	(423.5)	(459)	(96)	(1,015)	(163)	(2,110.5)	(186.0)	(236)	(109)	(290.5)	(50.0)

[※] 法定雇用率の改定に伴い、25年度から追加になった区分

g

第7表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

	①法定雇用率	2			不	足 数				③障害者の
区分	未達成企業の数	0. 5人又は1人	1. 5人又は2人	2. 5人又は3人	3. 5人又は4人	4. 5人以上 9人以下	9. 5人以上 20人以下	20. 5人以上 50人以下	50. 5人以上	数が0人で ある企業数
50人~	118	118	0	0	0	0	0	0	0	113
56人未満	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(95.8%)
56人~	553	553	0	0	0	0	0	0	0	536
100人未満	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(96.9%)
100人~	520	207	240	62	10	1	0	0	0	214
300人未満	(100.0%)	(39.8%)	(46.2%)	(11.9%)	(1.9%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(41.2%)
300人~	103	21	21	25	21	15	0	0	0	0
500人未満	(100.0%)	(20.4%)	(20.4%)	(24.3%)	(20.4%)	(14.6%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
500人~	61	15	12	11	10	13	0	0	0	0
1000人未満	(100.0%)	(24.6%)	(19.7%)	(18.0%)	(16.4%)	(21.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
1,000 121	38	5	4	5	4	12	8	0	0	0
1,000人以上	(100.0%)	(13.2%)	(10.5%)	(13.2%)	(10.5%)	(31.6%)	(21.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合 計	1,393	919	277	103	45	41	8	0	0	863
合 計	(100.0%)	(66.0%)	(19.9%)	(7.4%)	(3.2%)	(2.9%)	(0.6%)	(0.0%)	(0.0%)	(62.0%)

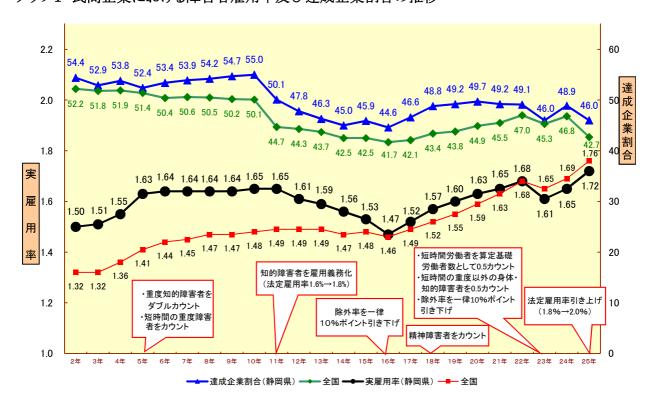
⁽注)1 上段は企業数、下段の()内は当該企業規模階級内における構成比。

² ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(各年6月1日現在)

調査年		静岡県			全 国		法定雇用率
网 直干	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	(対象企業規模)
平成 2年	5,420	1.50	54.4	203,634	1.32	52.2	
3 年	5,718	1.51	52.9	214,814	1.32	51.8	
4 年	6,019	1.55	53.8	229,627	1.36	51.9	
5 年	6,310	1.63	52.4	240,985	1.41	51.4	
6 年	6,488	1.64	53.4	245,348	1.44	50.4	1.6% (63人以上規模)
7 年	6,485	1.64	53.9	247,077	1.45	50.6	(30) (15(2))
8 年	6,427	1.64	54.2	247,982	1.47	50.5	
9 年	6,493	1.64	54.7	250,030	1.47	50.2	
10年	6,490	1.65	55.0	251,443	1.48	50.1	
11年	6,593	1.65	50.1	254,562	1.49	44.7	
12年	6,304	1.61	47.8	252,836	1.49	44.3	
13年	6,351	1.59	46.3	252,870	1.49	43.7	
14年	6,177	1.56	45.0	246,284	1.47	42.5	
15年	6,063	1.53	45.9	247,093	1.48	42.5	
16年	6,245	1.47	44.6	257,939	1.46	41.7	
17年	6,586	1.52	46.6	269,066	1.49	42.1	1. 8%
18年	7,003.5	1.57	48.8	283,750.5	1.52	43.4	(56人以上規模)
19年	7,527.5	1.60	49.2	302,716.0	1.55	43.8	
20年	7,998.0	1.63	49.7	325,603.0	1.59	44.9	
21年	7,937.0	1.65	49.2	332,811.5	1.63	45.5	
22年	8,029.5	1.68	49.1	342,973.5	1.68	47.0	
23年	8,269.0	1.61	46.0	366,199.0	1.65	45.3	
24年	8,574.5	1.65	48.9	382,363.5	1.69	46.8	
25年	9,166.5	1.72	46.0	408,947.5	1.76	42.7	2. 0%(50人以上規模)

グラフ1 民間企業における障害者雇用率及び達成企業割合の推移



第9表 都道府県別の実雇用率等の状況

都道府県別の状況は、企業の主たる事務所 (特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業に あっては、その親会社の主たる事務所) が所在する都道府県において、集計したものである。

		実 屠	配用 率	(%)		ì	去定雇用率	図達成企業∅)割合(%	5)
都道府県名	25年	順位	24年	順位	対前年増減	25年	順位	24年	順位	対前年増減
全 国	1.76		1. 69		0.07	42.7		46.8		△ 4.1
北海道	1.85	19	1.78	20	0.07	45.6	36	50.1	30	\triangle 4.5
青森県	1.78	25	1.70	26	0.08	46.3	32	47.5	41	△ 1.2
岩手県	1.87	17	1. 79	18	0.08	49.6	21	52. 2	25	△ 2.6
宮城県	1.71	35	1. 63	36	0.08	43.0	42	46. 4	42	△ 3.4
秋田県	1. 67	44	1. 56	47	0.11	51.1	19	51.3	27	△ 0.2
山形県	1.79	24	1.64	34	0.15	50.3	20	52.4	24	△ 2.1
福島県	1.69	39	1.64	34	0.05	46.6	30	48.4	38	△ 1.8
茨城県	1.66	45	1. 59	41	0.07	47.4	27	51.4	26	△ 4.0
栃木県	1.68	41	1. 59	41	0.09	46.2	34	49.5	34	△ 3.3
群馬県	1.73	31	1. 59	41	0.14	48.1	25	47.8	39	0.3
埼玉県	1.71	35	1.62	39	0.09	39.9	46	43.9	45	△ 4.0
千葉県	1.71	35	1.63	36	0.08	44. 3	39	48.9	35	△ 4.6
東京都	1.72	33	1.66	32	0.06	28.4	47	33. 7	47	△ 5.3
神奈川県	1.68	41	1. 63	36	0.05	40.0	45	45. 1	43	△ 5.1
新潟県	1.65	46	1. 59	41	0.06	44.7	38	47.6	40	△ 2.9
富山県	1.80	23	1.71	24	0.09	54.3	10	57.3	12	△ 3.0
石川県	1.69	39	1. 57	45	0.12	48.4	24	52.6	23	△ 4.2
福井県	2. 27	2	2. 27	2	0.00	51.3	18	55.6	17	△ 4.3
山梨県	1.70	38	1.69	28	0.01	46.3	32	52.7	22	△ 6.4
長野県	1.88	16	1.83	14	0.05	53.5	13	60.9	4	△ 7.4
岐阜県	1.74	30	1.70	26	0.04	49.0	23	52.9	21	△ 3.9
静岡県	1.72	33	1.65	33	0.07	46.0	35	48.9	35	△ 2.9
愛知県	1.68	41	1.61	40	0.07	40.6	44	43.8	46	△ 3.2
三重県	1.60	47	1.57	45	0.03	46.4	31	50.2	29	△ 3.8
滋賀県	1.81	22	1. 78	20	0.03	51.8	16	54. 7	18	△ 2.9
京都府	1. 93	13	1.80	16	0.13	46. 9	29	49. 7	33	△ 2.8
大阪府	1. 76	28	1. 69	28	0.07	40.7	43	44. 9	44	\triangle 4.2
兵庫県	1.84	20	1. 79	18	0.05	47.4	27	54.0	20	△ 6.6
奈良県	2. 22	3	2. 15	3	0.07	55.8	7	59. 3	8	\triangle 3.5
和歌山県	2.03	10	1.89	12	0.14	57.2	4	60.6	5	△ 3.4
鳥取県	1. 77	27	1.80	16	△ 0.03	53.6	12	56.6	14	△ 3.0
島根県	1.89	15	1.88	13	0.01	57. 2	4	62.3	3	△ 5.1
岡山県	1. 93	13	1.82	15	0.11	47. 9	26	49.8	32	△ 1.9
広島県	1.84	20	1. 78	20	0.06	44. 2	40	48. 5	37	△ 4.3
山口県	2. 33	1	2. 28	1	0.05	49.6	21	56. 4	15	△ 6.8
徳島県	1. 78	25	1. 68	31	0.10	53. 3	14	57.8	10	△ 4.5
香川県	1.86	18	1. 75	23	0.11	59. 2	3	60.0	6	△ 0.8
愛媛県	1. 73	31	1. 71	24	0.02	43. 9	41	50.8	28	△ 6.9
高知県	1. 94	12	1. 98	7	△ 0.04	54. 4	9	56. 4	15	△ 2.0
福岡県	1. 76	28	1. 69	28	0.07	45.6	36	49. 9	31	△ 4.3
佐賀県	2. 17	4	2. 13	4	0.04	63. 6	1	69. 4	1	△ 5.8
長崎県	2. 10	7	2. 08	6	0.02	53. 9	11	57. 0	13	△ 3.1
熊本県	2. 08	8	1. 97	8	0.11	51. 5	17	54. 4	19	△ 2.9
大分県	2. 15	5	2. 10	5	0.05	55. 0	8	58. 7	9	△ 3.7
宮崎県	2.04	9	1. 96	9	0.08	59. 3	2	65. 2	2	△ 5.9
鹿児島県	2. 02	11	1. 92	11	0.10	56. 2	6	59. 7	7	△ 3.5
沖縄県	2. 12	6	1.95	10	0. 17	53.0	15	57.7	11	\triangle 4.7

II 地方公共団体における障害者雇用状況

① 県機関(法定雇用率2.3%)

第10表 概況

	1	2	3			障害者の数	枚(人)		4	⑤	6
				B.重度身体 障害者及び	C. 重度以外 の身体障害	D、重度以外 の身体暗宝者	E. 計 A×2+B+C+		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区 分				重度知的障	白、和 的 阵			F. うち新規雇用 分	3E÷2	達成機関数	率 達 成
			害者	害者である 短時間労働		者並びに精神 障害者である		л	× 100		機関割合
	(機関)	(人)		^{及时间力制} 者	仲降吉有	短時間労働者			(%)	(機関)	(%)
静岡県	3	7,396.5	34	2	99	5	171.5	10.5	2.32	3	100.0
肝叫乐	(3)	(7,320.0)	(34)	(3)	(93)	(8)	(168.0)	(6.0)	(2.30)	(3)	(100.0)
全 国	156	322,458.5	2,076	185	3,555	488	8,136.0	385.0	2.52	144	92.3
포 🖹	(155)	(323,879.0)	(2,008)	(154)	(3,519)	(386)	(7,882.0)	(287.0)	(2.43)	(144)	(92.9)
									() F	为は、平成24年の	3月1日現在。

第11表 障害種別在職状況

	① DET	* * * ()	<u> </u>		点 从 11 本	中本の米/し			<u> </u>		50.667产生:	* O **- (I)				V= ++ 04:	中本の**/ し	
		者の数(人)	(2)			害者の数(人)			3		知的障害				4)		害者の数(人))
	A.実障害者数		A.重度身体	B. 重度身体	C.重度以外	D. 重度以外	E. 計		A.重度知的障	B. 重度知的	C.重度以外の	D. 重度以外の			A.精神障害	B. 精神障	C. 計	
	②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	2E+3E+4C	障害者	障害者であ る短時間労 働者	有	の身体障害者 である短時間 労働者	A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	害者	障害者である 短時間労働者	知的障害者	知的障害者で ある短時間労働 者	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分		害者である 短時間労 働者		D. うち新規雇 用分
静岡県	140	171.5	34	2	96	3	167.5	10.5	0	0	1	2	2.0	0.0	2	0	2.0	0.0
肝叫乐	(138)	(168.0)	(34)	(3)	(91)	(4)	(164.0)	(5.5)	(0)	(0)	(1)	(3)	(2.5)	(0.5)	(1)	(1)	(1.5)	(0.0)
全 国	6,304	8,136.0	2,070	184	3,403	353	7903.5	344.5	6	1	37	76	88.0	13.5	115	59	144.5	27.0
포 🖭	(6,067)	(7,882.0)	(2,005)	(154)	(3,403)	(292)	(7713.0)	(253.0)	(3)	(0)	(25)	(70)	(66.0)	(24.0)	(91)	(24)	(103.0)	(10.0)

()内は、平成24年6月1日現在。

② 市町機関(法定雇用率2.3%)

第12表 概況

	1	2	3			障害者の数	女(人)		4	⑤	6
			A.重度身体 障害者及び		C. 重度以外 の身体障害	D、重度以外 の息体暗宝者	E. 計 A×2+B+C+		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区分			理度知的障 重度知的障		者、知的障	及び知的障害	D×0.5	ト. つら新規雇用	[3E÷2]	達成機関数	率 達 成
			害者		害者及び精 神障害者	者並びに精神 障害者である		分	∠ × 100 J		機関割合
	(機関)	(人)		^{及时间力衡} 者	仲降吉有	短時間労働者			(%)	(機関)	(%)
静岡県	44	29,113.5	171	4	325	18	680.0	87.5	2.34	34	77.3
肝凹木	(44)	(29,413.0)	(148)	(4)	(322)	(19)	(631.5)	(58.5)	(2.15)	(33)	(75.0)
全 国	2,372	1,061,543.5	6,333	395	11,321	820	24,792.0	1,835.5	2.34	1,947	82.1
土国	(2,312)	(1,052,790.5)	(6,037)	(362)	(10,938)	(713)	(23,730.5)	(1,344.5)	(2.25)	(1,998)	(86.4)

()内は、平成24年6月1日現在。

第13表 障害種別在職状況

70-02		= M V D																
	① 障害:	者の数(人)	2		身体障	害者の数(人)			3		知的障害都	皆の数(人)			4	精神障害	害者の数(人))
	A.実障害者数	B.算出障害者数	A.重度身体		C.重度以外	D. 重度以外	E. 計		A.重度知的障			D. 重度以外の			A.精神障害	B. 精神障	C. 計	
	②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	2E+3E+4C	障害者	障害者であ る短時間労 働者	有	の身体障害者である短時間労働者	A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	害者	障害者である 短時間労働者		知的障害者で ある短時間労働 者	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	者	害者である 短時間労 働者		D. うち新規雇 用分
静岡県	518	680.0	166	4	270	11	611.5	67.0	5	0	29	3	40.5	13.5	26	4	28.0	7.0
肝凹木	(493)	(631.5)	(146)	(4)	(273)	(9)	(573.5)	(48.0)	(2)	(0)	(29)	(5)	(35.5)	(7.0)	(20)	(5)	(22.5)	(3.5)
全 国	18,869	24,792.0	6,269	375	10,140	614	23,360.0	1,550.0	64	20	424	101	622.5	167.5	757	105	809.5	118.0
土田	(18,050)	23,730.5	(6,006)	(345)	(9,956)	(540)	(22,583.0)	(1,171.0)	(31)	(17)	(369)	95)	(495.5)	(95.5)	(613)	(78)	(652.0)	(78.0)

()内は、平成24年6月1日現在。

()内は、平成24年6月1日現在。

③ 県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)

第14表 概況

	1	2	3			障害者の数	女(人)		4	⑤	6
	機関数	法定雇用障害者の 算定の基礎となる			C. 重度以外 の身体障害		E. 計 A×2+B+C+		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区 分				重度知的障	者、知的障	及び知的障害	D×0.5	F. フら	3E÷2	達成機関数	率 達 成
			害者	害者である 短時間労働	害者及び精 神障害者	者並びに精神 障害者である		分	× 100		機関割合
	(機関)	(人)		及时间力制 者	仲陉吉伯	短時間労働者			(%)	(機関)	(%)
静岡県	4	20,745.0	107	2	204	7	423.5	63.0	2.04	2	50.0
用 四 元	(4)	(20,808.0)	(95)	(1)	(190)	(9)	(385.5)	(51.5)	(1.85)	(2)	(50.0)
全 国	125	676,557.0	3,358	150	6,495	440	13,581.0	1,256.0	2.01	72	57.6
포 🖪	(121)	(673,631.0)	(3,219)	(123)	(5,973)	(287)	(12,677.5)	(963.5)	(1.88)	(85)	(70.2)
						·	·		() P	7は、平成24年6	5月1日現在。

第15表 障害種別在職状況

	① 障害:	者の数(人)	2		身体障	害者の数(人)	1		3		知的障害者	首の数(人)			4	精神障害	害者の数(人))
	A.実障害者数	B.算出障害者数	A.重度身体		C.重度以外	D. 重度以外	E. 計		A.重度知的障		C.重度以外の				A.精神障害	B. 精神障		
区分	②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	2E+3E+4C	障害者	障害者であ る短時間労 働者	の身体障害 者	の身体障害有である短時間労働者	D×0.5	F. うち新規雇用 分	吉有	障害者である 短時間労働者		ある短時間労働者	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	有	害者である 短時間労 働者	A+B×0.5	D. うち新規雇 用分
静岡県	320	423.5	107	2	181	3	398.5	48.5	0	0	7	2	8.0	3.0	16	2	17.0	11.5
肝川木	(295)	(385.5)	(95)	(1)	(178)	(2)	(370.0)	(43.0)	(0)	(0)	(5)	(4)	(7.0)	(5.0)	(7)	(3)	(8.5)	(3.5)
全 国	10,443	13,581.0	3,319	141	5,968	253	12,873.5	952.0	39	9	200	116	345.0	186.0	327	71	362.5	118.0
王 国	(9,602)	(12,677.5)	(3,186)	(119)	(5,592)	(202)	(12,184.0)	(771.0)	(33)	(4)	(153)	(62)	(254.0)	(134.5)	(228)	(23)	(239.5)	(58.0)

()内は、平成24年6月1日現在。

④ 独立行政法人等(法定雇用率2.3%)

第16表 概況

	1	2	3			障害者の数	女(人)		4	⑤	6
		法定雇用障害者の 算定の基礎となる	A.重度身体 障害者及び	B.重度身体 陪審者及び	C. 重度以外 の身体障害	D、重度以外 の息体暗宝者	E. 計 A×2+B+C+		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区分		算足の基礎となる 職員数	障害有及い 重度知的障	重度知的障	有、知的陴	及び知的障害	LD X 0.5	F. うち新規雇用	[3E÷2]	達成機関数	率 達 成
			害者		害者及び精 神障害者	者並びに精神 障害者である		77	× 100		機関割合
	(機関)	(人)		^{及时间刀倒} 者	神呼音名	短時間労働者			(%)	(機関)	(%)
静岡県	6	4,362.5	23	1	34	2	82.0	23.0	1.88	2	33.3
肝凹木	(6)	(4,268.0)	(17)	(1)	(27)	(0)	(62.0)	(14.0)	(1.45)	(0)	(0.0)
全 国	318	369,292.0	2,137	112	3,885	196	8,369.0	1,348.0	2.27	213	67.0
土国	(305)	(359,343.5	(1,972)	(84)	(3,543)	(152)	(7,647.0)	(1,086.5)	(2.13)	(227)	(74.4)

()内は、平成24年6月1日現在。

第17表 隨害種別在職状況

知工(秋	,哈里(里 ₀₁₁ 1	工机人化																
	 障害 	者の数(人)	2	:	身体障害者の	D数(人)			3	知的	障害者の数(人	.)			4	精神障害	害者の数(人)	,
	A.実障害者数	B.算出障害者数			C.重度以外	D. 重度以外	E. 計					D. 重度以外の			A.精神障害	B. 精神障	C. 計	
	②(A+B+C)+ ③(A+B+C)+ ④(A+B)	2D+3D+4C	障害者	障害者である短時間労働者	の身体障害 者	の身体障害者 である短時間 労働者	A×2+B+C+1 D×0.5	F. うち新規雇用 分	害者	障害者である 短時間労働者		知的障害者で ある短時間労働 者	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分		害者である。 短時間労 働者		D. うち新規雇 用分
静岡県	60	82.0	23	1	27	1	74.5	19.0	0	0	3	0	3.0	2.0	4	1	4.5	2.0
肝叫木	(45)	(62.0)	(17)	(1)	(22)	(0)	(57.0)	(11.0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(3.0)	(1.0)	(2)	(0)	(2.0)	(2.0)
全 国	6,330	8,369.0	1,883	105	2,803	127	6,737.5	949.5	254	7	401	9	920.5	200.5	681	60	711.0	198.0
土田	(5,751)	(7,647.0)	(1,765)	(79)	(2,686)	(97)	(6,343.5)	(765.5)	(207)	(5)	(354)	(6)	(776.0)	(180.5)	(503)	(49)	(527.5)	(140.5)

()内は、平成24年6月1日現在。

⑤ 公的機関の各機関の状況

第18表 県機関の状況(法定雇用率2.3%)

		② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,396.5	171.5	2.32	0.0	
静岡県	5,968.5	138.5	2.32	0.0	注4
静岡県立静岡がんセンター	641.0	14.0	2.18	0.0	
静岡県警察本部	787.0	19.0	2.41	0.0	

第19表 市町機関の状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	29,113.5	680.0	2.34	15.0	
静岡市	4,705.0	109.0	2.32	0.0	
浜松市	4,623.0	111.5	2.41	0.0	
沼津市	1,443.0	38.0	2.63		注4
熱海市	393.0	6.0	1.53		注4
三島市	685.0	16.0	2.34		注4
富士宮市	1,012.0	24.0	2.37		注4
伊東市	458.5	11.0	2.40	0.0	
島田市	1,086.0	25.0	2.30		注4
富士市	1,504.0		2.33	0.0	
磐田市	999.5	20.0	2.00		注4
焼津市	1,041.0		2.21		注4
掛川市	907.0		3.42		注4
藤枝市	1,074.0	25.5	2.37		注4
御殿場市	750.0		2.40		注4
袋井市	596.5		1.93		注4
下田市	187.0	5.0	2.67	0.0	
裾野市	581.0	13.0	2.24		注4
湖西市	651.0	17.0	2.61		注4
御前崎市	408.5		1.59		注4
伊豆市	396.5	9.0	2.27		注4
伊豆の国市	534.0	12.0	2.25	0.0	注4
菊川市	492.0	9.5	1.93		注4
牧之原市	318.0	7.0	2.20	0.0	
東伊豆町	124.0	2.0	1.61	0.0	
河津町	86.5	1.0	1.16	0.0	
南伊豆町	81.0	1.0	1.23	0.0	
松崎町	78.5	3.0	3.82	0.0	
西伊豆町	96.0	2.0	2.08	0.0	
函南町 基本駅	256.0		1.56		注4
清水町	200.0		2.50		注4 注4
長泉町	215.0		1.40	1.0	注4 注4
小山町 吉田町	196.5		2.54 2.15	0.0	
川根本町	233.0				
川低平町 森町	127.0 331.5		2.36 2.71	0.0	
無可 伊東市教育委員会	209.0		1.44	1.0	
伊泉川教育委員去 下田市教育委員会	98.0		3.06	0.0	
下田川教育委員会 東伊豆町教育委員会	45.0		4.44	0.0	
来伊拉可教育安貞云 森町教育委員会	81.5		3.68	0.0	
新可教育安良云 静岡市上下水道局	426.5		2.81	0.0	
浜松市上下水道部	335.5		2.38	0.0	
共立蒲原総合病院組合	342.0		1.90		注5(1)
兵立浦原総合州院組合 兵名湖競艇企業団	156.5		3.19	0.0	
無名例就輕征素回 <u> </u>	549.0		2.00	1.0	

第20表 県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)

		② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	20,745.0	423.5	2.04	31.5	
静岡県教育委員会	14,788.0	313.0	2.12	12.0	
静岡市教育委員会	2,802.5	41.5	1.48	19.5	
浜松市教育委員会	2,932.5	64.0	2.18	0.0	
富士市教育委員会	222.0	5.0	2.25	0.0	

第21表 独立行政法人等の状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	4,362.5	82.0	1.88	18.0	
国立大学法人静岡大学	999.0	23.0	2.30	0.0	
静岡県公立大学法人	312.5	6.0	1.92	1.0	注5(2)
地方独立行政法人静岡県立病院機構	1,521.0	30.0	1.97	4.0	
国立大学法人浜松医科大学	1,226.0	17.0	1.39	11.0	
公立大学法人静岡文化芸術大学	101.0	4.0	3.96	0.0	
独立行政法人海技教育機構	203.0	2.0	0.99	2.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
 - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 - 4 注4の機関は、特例認定を受けている。 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき認定を受けた場合に、当 該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
 - 5 (1)共立蒲原総合病院組合は、9月1日現在において障害者の数7.5人、実雇用率2.19%、不足人数0.0人となっている。 (2)静岡県公立大学法人は、11月13日現在において障害者の数8.0人、実雇用率2.56%、不足人数0.0人となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

	民間企業 一般の民間企業 2.0% (50人以上規模の企業) 特殊法人等 2.3%
\bigcirc	民間企業 (50人以上規模の企業)
	└ 特殊法人等 2.3%
	∫ 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
	「労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
\bigcirc	国、地方公共団体 2.3%
	(43.5人以上規模の機関)
\bigcirc	都道府県等の教育委員会 2.2%
	(45.5人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数障害者雇用率 =+ 失業している身体障害者及び知的障害者の数
常用労働者数 + 失業者数

- ※特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が2 0時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害 者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※法定雇用率については、平成25年4月1日から改定がなされ、それぞれ、一般の民間企業: $1.8\%\rightarrow 2.0\%$ 、特殊法人等、国、地方公共団体: $2.1\%\rightarrow 2.3\%$ 、都道府県等の教育委員会: $2.0\%\rightarrow 2.2\%$ となった。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告(毎年6月1日の状況)

(障害者雇用促進法 第43条第7項)

雇入れ計画作成命令(2年計画)

翌年1月を始期とする2年間の計画 (※)を作成するよう、公共職業安定 所長が命令を発出

(同法第46条第1項)

雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、 適正な実施を勧告(計画1年目12月) (同法第46条第6項)

特 別 指 導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施(計画期間終了後に9か月間)

企業名の公表

(同法第47条)

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に 対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成24年度の実績
 - *「雇入れ計画作成命令」の発出

* 雇入れ計画の「適正実施勧告」

4社 該当なし

*「特別指導」の実施

該当なし

- 雇入れ計画を実施中の企業 18社(24年度末現在)
- 本県における企業名公表について

本県における厚生労働省による未達成企業の「企業名の公表」は平成17 年に浜松市に本社がある建設業の「富士ハウス株式会社」

ただし、平成21年1月30日倒産